自然再生推進法の概要

制定の趣旨

自然再生を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会 の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とするもの。 自然再生事業を、NPOや専門家を始めとする地域の多様な主体の参画と創 意により、地域主導のボトムアップ型で進める新たな事業として位置付け、 その基本理念、具体的手順等を明らかにするもの。

2 制定の経緯(議員立法)

平成14年5月28日:政策責任者会議において与党案了承。

平成14年7月24日: 与党及び民主党関係議員により154回国会提出(継続審

議)。 平成14年11月19日:衆議院環境委員会で一部修正の上可決。同日、衆・本会

議で成立。

平成14年12月3日:参議院環境委員会で可決(付帯決議あり)。

4日:参議院本会議で成立。

3 法律の概要

【定義】

自然再生:過去に損なわれた自然環境を取り戻すため、関係行政機関、関 係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参 加して、自然環境の保全、再生、創出等を行うこと。

【基本理念】

- ・地域の多様な主体の参加・連携による自主的かつ積極的な取組。
- ・地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を 踏まえて、科学的知見に基づいて実施。
- ・事業の着手後においても自然再生の状況を監視し、その結果に科学的な 評価を加え、これを事業に反映。

自然再生基本方針の策定

・政府は、自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針を閣議 決定。基本方針の案は、環境大臣が農林水産大臣、国土交通大臣と協議し

自然再生事業の実施

- ・自然再生事業の実施者が、地域住民、NPO、専門家、関係行政機関等と ともに協議会を組織。
- ・自然再生協議かは、自然再生全体構想の作成や、自然再生事業実施計画の 案についての協議等を実施。
- ・実施者は、自然再生基本方針及び協議会での協議結果に基づき、自然再生 事業実施計画を作成し、地方公共団体が講ずる措置。

国・地方公共団体が講ずる措置

- ・主務大臣は、実施者の相談に応じる体制を整備。
- ・国及び地方公共団体は、自然再生を推進するために必要な財政上の措置そ の他の措置に努力。

関係省庁の連携

- ・環境省、農林水産省、国土交通省その他の関係行政機関で構成する自然再 生推進会議を設置。
- ・3 省は自然再生専門家会議を設置し、意見聴取。

その他 4

施行期日は、平成15年1月1日。平成15年4月1日の自然再生基本方針の決定を受けて、本格運用が開始。 施行5年後に見直しを予定。